

犬山市立小中学校

非違行為防止・対応マニュアル

－児童生徒の理解の深化とともに－

理解の深化とは、児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指し、児童生徒への共感的理解に努めつつ、指導方法や指導体制を継続的に工夫・改善することです。

複雑化・多様化する児童生徒の抱える課題を解決するためには、教職員が一体となり、校長のリーダーシップの下、組織的に早期に対応することが重要です。

－非違行為根絶のために－

公務員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務していることから、一般市民以上に厳しい、高度な行為規範が要求されています。

特に、児童生徒の教育に携わる私たち教育公務員は、他の公務員に比べてもさらに高い倫理観が要求されており、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めることが求められます。

その上で、犬山市教職員一人一人が非違行為は絶対にしないという強い意志で根絶に取り組めます。

犬山市教育委員会

※児童生徒とは…自校の児童生徒及び教職員の立場で関わりのある児童生徒。なお、卒業生（学校に在籍する者及び学校に在籍しない18歳未満の者）を含む

令和 3 年 3 月

改訂：令和 8 年 8 月

犬山市教育委員会

非違行為を防止するために必要な日常の取組

- 非違行為防止のためのチェックリストの活用
- 非違行為防止年間計画に従った具体的な実践
- 職場における危機意識の共有

1 体 罰

- (1) 体罰に対する正しい理解
 - ・職場内研修等を実施する。
 - ・愛知県教育委員会作成「信頼される教職員であり続けるために」を活用する。
- (2) 学校としての組織的取組
 - ・児童生徒の指導上の問題を共有し、生徒指導部会等を中心にして組織的に対応をする。
 - ・児童生徒、保護者、教職員を対象とした定期的なアンケート調査を実施する。
 - ・児童生徒、保護者、教職員に校内相談窓口を周知する。
- (3) 良好な人間関係づくり
 - ・職員間の報告、連絡、相談が円滑に行われるような職場の人間関係を構築する。
 - ・児童生徒のサインを見落とさない人間関係を構築する。

2 スクール・セクシャル・ハラスメント

- (1) セクハラに対する正しい理解
 - ・職場内研修等を実施する。
 - ・愛知県教育委員会作成の「セクシャル・ハラスメントをなくそう」を活用する。
- (2) 学校としての組織的取組
 - ・非違行為防止委員会を設置し活用する。
 - ・ハラスメント相談窓口を設置する。
 - ・児童生徒、保護者、教職員に対してハラスメント相談窓口を周知する。
- (3) 良好な人間関係づくり
 - ・職員間の報告、連絡、相談が円滑に行われるような職場環境を整える。
 - ・児童生徒のシグナルを見落とさない人間関係を構築する。

3 情報管理

- (1) 情報管理に対する正しい理解
 - ・職場内研修等の実施によって、「犬山市教育情報セキュリティポリシー」の周知徹底を図る。
- (2) 教職員の情報管理についての周知徹底
 - ・重要情報資産の持ち出し禁止。やむを得ず持ち出す場合は、「犬山市教育情報セキュリティポリシー」に従い、管理職の許可などの手続きを厳守する。
 - ・重要情報資産については、暗号化やパスワードの設定を行い、盗難や紛失に備える。

(3) 重要情報資産を紛失した場合の対処方法についての周知徹底

- ・二次被害を防止するために、速やかに管理職に報告する。

4 盗撮防止対策

(1) 撮影機材の管理

- ・撮影は学校で決められた機材を使用し、個人で所有するカメラやタブレット、スマートフォンによる撮影は禁止する。ただし、校外での児童生徒の活動においては許可を受けた個人所有の機材での撮影は可とする。

(2) 撮影データの管理

- ・児童生徒が撮影された画像等は、内容を管理職が確認の上、校務系ファイルサーバで管理する。個人で所有する端末に保存したり、無断で校外に持ち出したりしない。

(3) 教室・更衣室・トイレの点検

- ・毎月実施の安全点検で、カメラ等の不審物がないか確認する。また、盗撮の温床となり得る荷物等の放置防止に努める。

(4) Web ページ、SNS の運用管理

- ・学校が運用する Web ページや教職員個人の SNS の運用ルールを確認し、写真等が悪用され、児童生徒が被害に遭うことを予防する。

5 金銭事故(横領)

(1) 学校内の会計に対する正しい理解

- ・内部牽制が機能する体制を構築し、一人だけで処理に当たることのないようにする。
- ・「学校納付金等の会計処理基準（犬山市小中学校）」に基づく適切な会計処理を行う。

(2) 教職員の服務規律の保持についての周知徹底

- ・管理職は、日ごろから公費会計や私費会計の取扱いについて十分注意を払う。

6 交通事故・交通法規違反

(1) 交通法規の遵守を徹底する。

- ・愛知県警「飲酒運転の根絶!!」を活用する。

(2) 教職員の服務規律の保持についての周知徹底

- ・毎年4月1日に「非違行為防止のためのチェックシート」を使用して、安全運転の誓いを新たにし、運転免許の有効期限を確認する。

(3) 交通事故等の加害者としての対処方法についての周知徹底

- ・人命救助を最優先する。
- ・救急車の要請及び警察への通報後、保険会社へも連絡する。
- ・直ちに校長に報告する。

7 児童生徒との不適切な関係・接触

- (1) 児童生徒との適切な関係を保持する。
 - ・教職員は、児童生徒及び未成年との間に適切な距離を保つ。
 - ・児童生徒との私的な関係や、第三者から見て誤解を招くような関係をもたない。
- (2) 私的な連絡・接触は行わない。
 - ・個人的な SNS、メール等を利用した、継続的・私的な連絡を行わない。
 - ・学校の教育活動と関係のない場所で、児童生徒と一対一で会ったり、飲食したりしない。
 - ・勤務時間内外を問わず、夜間・深夜に児童生徒と私的に接触しない。
 - ・教職員の自宅等の私的な場所に、児童生徒を招き入れたり宿泊させたりしない。
- (3) 児童生徒からの相談には、組織で対応する。
 - ・児童生徒から相談を受けた場合は、教職員個人で考え込まず、速やかに管理職に報告する。
 - ・必要に応じて、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、組織として対応する。
 - ・児童生徒を支援するという善意からの関わりであっても、個人的な関係に発展させない。

非違行為発生時の対応

- ※ ●：必須事項 ○：状況に応じ対応が必要となる事項
- ※ 「手引き」：「学校の安全管理マニュアル」

I 【初動対応】（即時）

- けが人の救護等 <けが人がいる場合>
 - ・応急措置を行うとともに、救急車の要請をする。
 - ・詳細は、手引きを参考に対応する。
- 非違行為の覚知・報告
 - ・校長は非違行為が疑われる事案を覚知した場合は、直ちに教育委員会へ報告する。

II 【初期対応】（当日から数日以内）

1 非違行為の把握・確認

- 校長が非違行為の発生を把握
 - ・把握の態様は、非違行為を起こした教職員からの報告、他の教職員からの報告、児童生徒や保護者からの相談、校内相談窓口や第三者相談機関からの連絡、匿名の通報、警察からの連絡、報道機関からの問い合わせ等、様々である。
 - ・法的な措置に備えて、詳細な聞き取りを行う。
- 事実確認
 - ・非違行為を起こした教職員、関係教職員、児童生徒(被害に遭った場合)等から事情を聴き、事実を確認する。
 - ・児童生徒が被害者となった場合には、被害児童生徒の意向やプライバシーに十分配慮しつつ迅速に対応する。
 - ・児童生徒から事情を聴く際は、威圧的な態度にならないよう注意する。

- ・教職員が逮捕された場合、警察に面会許可を求め、必要な情報を収集する。また、当該教職員と関わりの深い人物からの情報を収集する。
- ・情報の紛失等の場合、可能性のある場所をくまなく捜すとともに、紛失等をした情報の内容を特定する。
- ・金銭事故(横領)の場合、横領金額の確定に当たっては帳簿、通帳等を丁寧に確認する。

2 報告・通報・相談等

●教育委員会への連絡・相談等

- ・事実確認後、直ちに市教育委員会に連絡する。
- ・事故報告書(速報)を作成し、市教育委員会に送付する。
- ・重要な情報が確認できた場合は、市教育委員会へ続報を入れる。
- ・常に情報の共有を図りながら、対応について相談する。

○警察への通報相談等 <犯罪である可能性のある場合等>

- ・横領、悪質な体罰など犯罪である可能性がある場合は、市教育委員会と相談して警察に相談・通報する。
- ・スクール・セクシャル・ハラスメントやストーカー行為など性犯罪の可能性のある場合は、被害者及びその保護者と話し合いながら警察に相談する。
- ・重要情報資産等の紛失、盗難等の場合は、警察に遺失届又は盗難届を提出する。

○警察の捜査等への協力 <教職員が逮捕された場合等>

- ・捜査へ協力しつつ、児童生徒や他の教職員の個人情報等の開示について十分留意する。

3 取材対応

○報道機関への対応 <報道機関からの問い合わせ等の可能性がある場合>

- ・報道機関からの問い合わせは、校長が非違行為の発生を把握していない段階で、複数回にわたって行われる可能性がある。
- ・詳細は、「報道対応の手引き(犬山市)」を参考に対応する。

4 校内の体制整備等

○対策本部の設置 <社会的影響が大きい場合(教職員が逮捕された場合、情報管理に関する事故の場合など)>

- ・情報を収集・分析し、市教育委員会と相談しながら対応方針等を決定し、対応者の役割分担を確認する。
- ・報道機関、警察、情報流出に関する相談など、外部対応のための校内窓口を一本化する。

●非違行為を起こした教職員について懲戒処分等が決定されるまでの間の処遇を決定

- ・児童生徒への影響を第一に考え、非違行為を起こした教職員に担任や部活動の顧問等が続けさせるか否か決定するなど、市教育委員会と相談しながら対応する。

○企画委員会・主任会等の関係者会議の開催

<非違行為を起こした教職員の校務分掌等を交替させる場合>

- ・担任や部活動の顧問の交替、授業の補充、その他の校務分掌の交替等を決定する。

●緊急職員会議の開催

- ・非違行為の状況等を説明し、その後の対応に係る分担等を確認する。

5 被害者への説明・謝罪

○被害者への説明・謝罪 <被害者のある非違行為の場合>

- ・被害者の意向やプライバシーに十分配慮して、誠意をもって対応する。
- ・被害者が自校の児童生徒の場合は、保護者に連絡をとり、校長(教頭)と学級担任が被害者宅を訪れるなどして、被害者と保護者に非違行為の説明と謝罪をする。被害者と保護者の同意が得られる場合には、非違行為を起こした教職員本人も同行させる。
- ・被害者が自校の児童生徒以外の場合、非違行為を起こした教職員本人が謝罪を行い、必要に応じて校長(教頭)が被害者宅等を訪れ、非違行為の説明と謝罪をする。

6 児童生徒・保護者への説明・謝罪

●PTA 会長等への説明協力依頼

- ・PTA 会長に非違行為の状況や今後の方針等を説明する。全校保護者説明会を行う場合には、併せて協力を依頼する。
- ・全校保護者説明会以外に、学級や部活動の保護者に説明・謝罪をする場合には、PTA 会長と併せて当該保護者代表にも非違行為の状況等を説明し、協力を依頼する。

○児童生徒への説明・謝罪 <重大な非違行為の場合>

- ・非違行為の内容と児童生徒への影響を考慮し、説明・謝罪をする児童生徒の範囲(担任する学級、顧問を務める部活動、全校など)を決定する。
- ・全校の児童生徒に説明・謝罪を行う場合には、事前に関係する児童生徒(担任する学級、顧問を務める部活動など)に対し、説明・謝罪をする。
- ・自校の児童生徒や保護者が被害に遭った非違行為の場合は、被害者のプライバシーや精神面のケアに特に注意しながら、説明・謝罪を行う。

○保護者への説明・謝罪 <被害者のある非違行為の場合>

- ・非違行為の内容と児童生徒への影響から、説明・謝罪をする保護者の範囲(担任する学級のみ、顧問を務める部活動のみ、全校など)を決定する。
- ・全校の保護者に説明・謝罪を行う場合には、事前に関係する児童生徒の保護者(担任する学級、顧問を務める部活動など)に対し、説明・謝罪をする。
- ・自校の児童生徒や保護者が被害に遭った非違行為の場合は、被害者のプライバシーやメンタル面のケアに特に注意しながら、説明・謝罪を行う。
- ・その他、手引きを参考に対応する。

○児童生徒等の心のケア

- ・スクールカウンセラーと連携しながら中・長期的な対応を開始する。

7 記者会見等

○【※原則として市教育委員会が実施】 懲戒処分前公表の記者会見

<児童生徒に対するわいせつな行為や飲酒運転等の重大な非違行為などの場合>

- ・懲戒処分前公表の対象となる非違行為は、「懲戒処分の基準(愛知県教育委員会)」に定める非違行為とする。
- ・学校と市教育委員会が連携し、原則として市教育委員会が記者会見を実施する。

- ・記者会見については、「報道対応の手引き（犬山市）」を参考に対応する。
- 情報流出防止のための公表 ＜情報管理に関する事故の場合＞
 - ・重要情報資産等の紛失、盗難等があった場合、情報の流出や悪用を防ぐため、学校と市教育委員会が連携して記者会見を実施し、事実を公表する。
 - ・記者会見については、手引きを参考に対応する。

Ⅲ【中・長期対応】

- 再発防止策の検討・徹底
 - ・収集した情報を分析し、非違行為発生の原因を導き出す。
 - ・自校の児童生徒が被害者となったわいせつな行為など、特に重大な非違行為については、県教育委員会とも連携する。
 - ・ここまでの再発防止策に対する検証を行い、不足する内容を補充し、教職員に徹底することにより、非違行為の再発を防止する。

Ⅳ【相談窓口】

- 校内相談窓口＜ハラスメント相談窓口＞

保健室（ ） 職員室（ ） 相談部（ ・ ・ ）
- 校外相談窓口

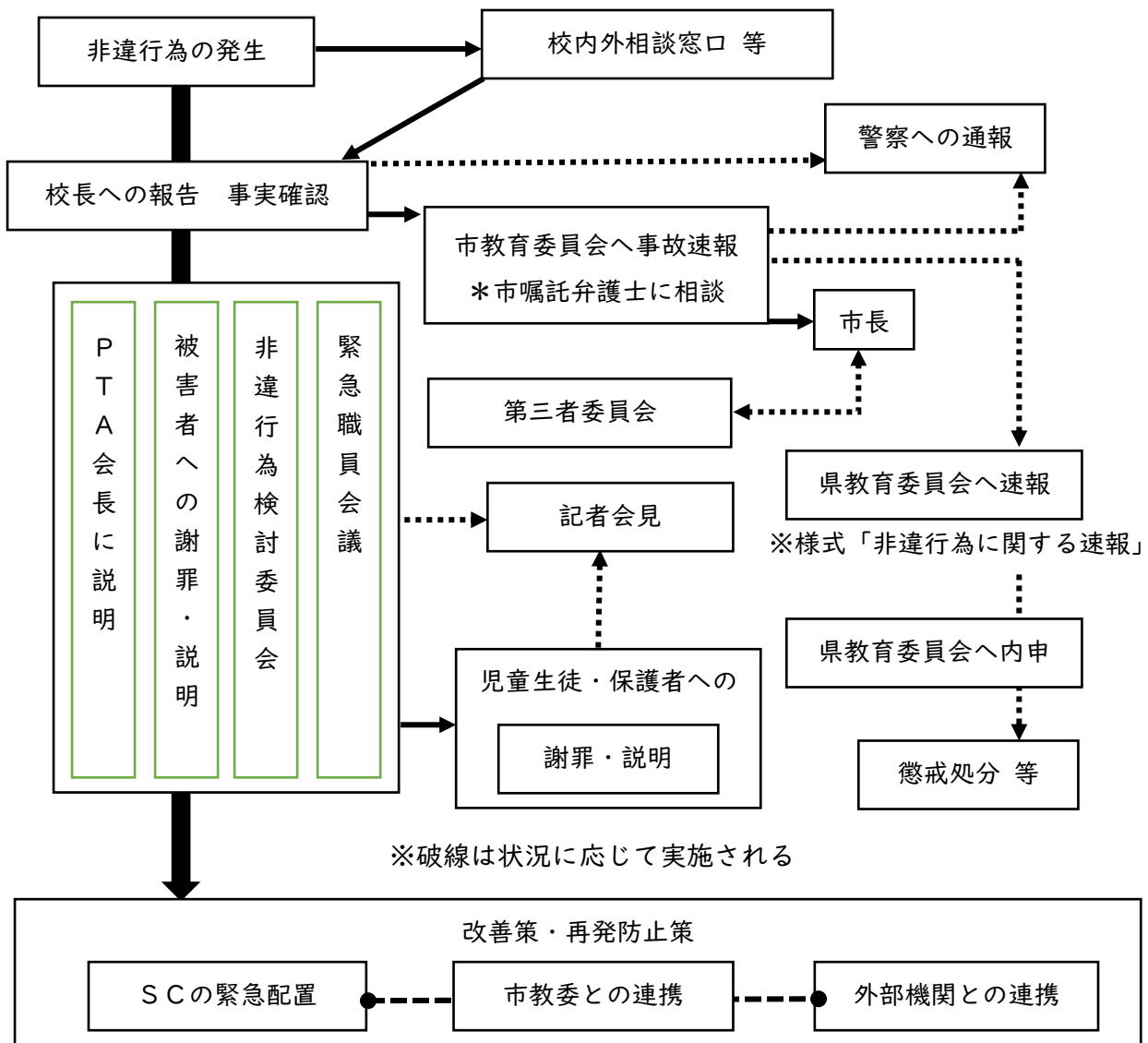
【児童生徒、保護者を対象】

 - ① 全国被害者支援ネットワーク 0570-783-554（7:30～22:00）
 - ② あいちこころのサポート相談（LINE） LINE ID（@aichi_soudan）
 - ③ あいちこころのほっとライン 365 052-951-2881（9:00～16:30）
 - ④ 名古屋いのちの電話 052-931-4343（24 h 対応）

【教職員を対象】

 - ① 犬山市役所総務課職員担当 （ ）（ ） 0568-44-0302
 - ② 犬山市役所学校教育課 （ ）（ ） 0568-44-0350

V 【対応の具体】



【危機管理の原則】

「最悪を想って、慎重にかつ素早く、誠意をもって、組織で対応する」

「さ」=最悪を想って 「し」=慎重に 「す」=素早く 「せ」=誠意をもって

「そ」=組織で対応する

迅速で的確な初期対応、被害を受けた者に対する誠実な対応、管理職中心の組織的な対応

児童生徒に対する「わいせつ行為」根絶のための犬山ルール

犬山市教職員が、わいせつ行為に係る非違行為を絶対に行わないため、次のルールを定めて徹底する。

- 1 教職員による児童生徒の身体接触は原則禁止である。児童生徒の安全確保や生活介助などやむを得ない場合は、自らを強く律し、教育公務員としての自覚と責任をもって行動する。
- 2 児童生徒のトイレ・着替え等に関わる指導や支援は、同性の教職員を原則とする。
- 3 児童生徒と、教室等で外から見えない状態で1対1にならない。また、窓のない部屋等での指導は、可能な限り複数職員で行う。安全確保や生活介助等でやむを得ない場合は、校長・教頭に連絡した上で行う。
- 4 教室等の小窓は外から誰も見えるようにする（ポスター、紙等は貼らない）。
- 5 児童生徒ならびに保護者と私的な電話、メール、SNS等によるやり取りは行わない。
- 6 教育目的外の不必要な児童生徒の撮影や録画をしない。また、学校行事等で撮影した児童生徒の写真や映像等のデータは校務系サーバで管理し、校外へ持ち出さない。
- 7 教育目的外で児童生徒に対して、性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。また、性に関する指導を行う際には、目的を明確にし、校内で内容を検討した上で実施する。
- 8 教職員による児童生徒へのわいせつ行為が疑われるときや、不適切な言動による指導があると感じたとき、盗撮等の疑いがある場合は、速やかに管理職へ報告する。
- 9 児童生徒、保護者、教職員が相談できる窓口を設置するとともに、校内・校外相談窓口を周知する。

令和3年3月、犬山の教育の更なる発展のために、非違行為根絶のため、「犬山市立小中学校 非違行為防止・対応マニュアル」を策定しました。

学校教育は、教職員に対する信頼があってこそ成り立つものです。

その信頼を裏切るものが教職員の非違行為です。

特にわいせつ行為は、被害者の人権を踏みにじり、子どもたちや保護者をはじめ、市民の学校教育に寄せる信頼を著しく失墜させる悪質な行為であり、断じて許すわけにはいきません。

学校からわいせつ行為を根絶するために、このマニュアルの趣旨や内容に従い、私たちは強い思いで行動していきます。

令和8年4月 犬山市教育委員会
教育長 勝村 偉公朗

わいせつ行為・セクハラ的苦情や相談があった場合のマニュアル

- 1 事態を悪化させないようにするために、可能な限り迅速に対応するとともに、性的言動が軽度なものであっても、行為者に状況を伝えて注意する等、毅然とした対応を取る。
- 2 相談者（被害者以外の場合あり）から事実関係等を聴取する際は、相談者が求めていること、また、相談者の心身の状態等に鑑み、対応の遅れがないようにする。
- 3 勇気を振り絞って被害を訴える相談者の気持ちを丁寧に聞く姿勢をもつ。
 - （1）被害にあった方の安全が確保できているかを確認する。
 - （2）被害にあった方の説明は、精神的な動揺から曖昧になることを理解する。
 - （3）被害を軽く見たり、疑う姿勢を見せたりしない。
 - （4）相談内容を一人で受け止めようとせず、専門機関への相談を常に視野に入れる。
- 4 事実関係については、次の事項を確認する。
 - （1）当事者（被害者及び加害者とされる職員）間の関係
 - （2）問題とされる言動が、いつ、どこで、どのように行われたか。
 - （3）相談者（被害者以外の場合あり）は、加害者とされる者に対してどのような対応をとったか、また、加害者とされる者はどのような対応をとったか。
 - （4）相談者（被害者以外の場合あり）は、その他どのような対応をとったか。これらの事実を確認する場合、相談者（被害者以外の場合あり）が主張する内容については、当事者のみが知り得るものか、又は他に目撃者はいるのかを把握すること。
- 5 原則として、加害者とされる者からも事実関係等を聴取する。

加害者とされる者から事実関係等を聴取する際は、2 及び 4 を参考とするとともに、十分な弁明の機会を与えること。
- 6 当事者間で事実関係に関する主張に不一致があり、事実確認が十分にできないと認められる場合は、状況や保護者の意向に応じて、第三者に事実認定の調査を委ねる。聴取する際は、2 及び 4 を参考の上、適切に対応する。
- 7 苦情相談を受ける際は、相談内容が他の者に見聞きされないよう遮断された場所において実施する。
- 8 関係者のプライバシーや名誉やその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密の保持を厳守する。
- 9 苦情相談について校長と相談の上、以下のような具体的な措置を講じる。
 - （1）苦情相談を受けた場合は、処理内容等を記録すること。
 - （2）直ちに「事故報告（速報）」等を用い、市教育委員会に報告すること。
 - （3）校内での対応方法等を判断するために市教育委員会に相談すること
 - （4）相談者（被害者以外の場合あり）に対して、具体的な対応を説明すること。
 - （5）校内では解決できないと判断した場合には、判断した理由、事案の問題点等を明確にし、市教育委員会に報告・相談すること。